令和４年度第３回東久留米市地域自立支援協議会

令和４年１１月１４日

【地域支援係長】　　それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

　皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

　では、これより令和４年度第３回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

　なお、本日は、高原委員、内藤委員、深海委員、吉野委員、臼井委員より欠席の御連絡を事前にいただいております。会議終了時刻は午後３時半の予定ですが、早めに終了する場合もございますので、よろしくお願いします。

　まず、庁内で人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。

　桑原の後任になります障害福祉課長の飯田でございます。

【障害福祉課長】　　皆さん、こんにちは。今日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

　８月１５日付で障害福祉課長になりました飯田と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

【地域支援係長】　　ありがとうございます。

　次に、太田の後任になります福祉支援係長の内藤です。

【福祉支援係長】　　福祉支援係長として勤務しております。よろしくお願いします。

【地域支援係長】　　ありがとうございます。

　今後ともよろしくお願い申し上げます。

　それでは、まず、資料の確認から始めたいと思います。お手元の資料を御確認ください。

　机上に配付しております一番上の資料が本日の次第でございます。議題のところですが、開催委任通知の段階で第６期障害福祉計画のＰＤＣＡ振り返りとしておりましたが、前回の会議で当該部分のＰＤＣＡは終了しているため、今回は第２期障害児福祉計画の振り返りに訂正しております。

　続きまして、資料３－１、令和４年度東久留米市第２期障害児福祉計画ＰＤＣＡ表でございます。

　続きまして、資料３－２、日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）への評価等について（案）でございます。それに付随して、参考資料として、東久留米市のグループホーム一覧と第１回の協議会で配付させていただいた国と都の日中サービス支援型グループホームに関する資料をお配りしております。

　続きまして、資料３－３、令和４年度第２回就労部会会議録でございます。

　次が資料３－４、令和４年度第２回子ども部会会議録でございます。

　最後は、資料３－５、第１回自立支援協議会住みよいまちづくり部会議事録でございます。

　配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

　会を進めるに当たっての注意事項をお伝えさせていただきます。

　この会では議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってから御発言いただきますよう、よろしくお願いします。御発言の際は着席のままで結構でございます。また、議事録上、公開の際は、会長や委員等、職名での記載となります。

　それでは、ここからの進行は村山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】　　村山です。改めまして、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、まず、事務局にお伺いいたしますが、本日、傍聴の方がいらっしゃるかどうか御確認ください。

【地域支援係長】　　いらっしゃいます。

【会長】　　特に問題ないと思いますので、傍聴希望者の方の入室を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】　　ありがとうございます。

　それでは、傍聴の方、御入室ください。

【地域支援係長】　　御入室をお願いいたします。

（傍聴者入室）

【会長】　　村山です。

　それでは、始めさせていただきます。

　次第を御覧ください。まず、協議事項の１、第２期障害児福祉計画の振り返りの前回の続きについて、事務局より御説明をお願いいたします。

【管理係長】　　管理係長の畠山でございます。私のほうから第２期障害児福祉計画の振り返りについてお話をさせていただければと思います。

　障害児福祉計画は、児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画でございまして、現行の計画は令和３年度から令和５年度までの３年間の計画となっております。今回、初めて令和３年度の振り返りという形で御説明をさせていただければと思います。

　まず、障害児福祉計画につきましては、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項につきまして、国の基本指針に即し、地域の実情に応じて、令和５年度における目標を定め、計画を推進するものとされております。

　お配りしている資料３－１の１ページ目を御覧いただければと思いますが、まず、東久留米市の目標として３点を定めておりまして、（１）として重層的な地域支援体制の構築となっております。東久留米市では、公立の施設として児童発達支援センターわかくさ学園を地域における中核的な支援施設として位置づけておりまして、障害児通所支援等を実施する事業所様と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めますとしております。また、児童発達支援センターわかくさ学園では、従来行ってまいりました通所支援、児童発達支援が主なサービスになりますけれども、あとは相談支援に加えまして、療育の知見やノウハウを活かした巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施することで、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めてまいりますとしております。

　また、（２）といたしまして、関係機関と連携した支援となっております。障害のあるお子様の早期の発見、支援並びに健全な育成を進めるために、児童発達支援センターわかくさ学園で行っております相談事業、親子療育事業と、健康課で行っております乳幼児健診、発達健診時での連携を充実し、早期療育につなげてまいります。また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携しまして、それぞれのお子様に最適な教育が提供できるように支援を進めてまいります。また、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所の方々と連携を図りまして、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めてまいりますとしております。

　具体的な令和３年度の状況をわかくさ学園の宮沢園長から改めて御説明させていただきます。

【わかくさ学園長】　　東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園の宮沢です。よろしくお願いいたします。

　今、御説明にあった重層的な地域支援体制の構築というところでは、近年、障害児福祉サービスについては、放課後デイサービス等支援事業所が増えてきており、児童発達支援事業所というものも民間のほうでたくさん立ち上がってきました。その中で、わかくさ学園が呼びかけて、放課後等デイサービス事業所の連絡会を年に２回行っております。児童発達支援事業所も、令和２年度に児童発達支援センターになったときから連携会議を年２回行うようになりました。各事業者さんと連携を取りつつ、地域支援体制を構築していくという形になっております。

　さらに、２番の関係機関と連携した支援というところでも、今、わかくさ学園は障害福祉課に属しておりますが、隔月に１回、健康課さんとも連携を取らせていただいて、乳幼児健診、発達健診でちょっと発達的につまずきがあったり、心配なお子さん、課題のあるお子さんについては、わかくさ学園でも把握していくという形になっております。さらに、医療機関等は、児童発達支援センターで東大和療育センターを中心に連携を取らせていただいて、カンファレンスを行ったり、協力体制をお願いしています。随時必要なときには、各医療機関、かかっていらっしゃる病院と連携を取らせていただいております。さらに、就学、卒業時においても、学務課の指導室の就学相談というものにわかくさ園の職員として関わらせていただいて、就学支援のサポートをさせていただいております。ここに書いてある以外にも、児童青少年課の子ども家庭支援センターで、ちょっと虐待の心配のあるケースというところでも連携を取らせていただいているような状況です。

　さらに、先ほど言ったように、障害児福祉の事業所がかなり開設されてきている中で、利用される方も多くなったという状況があります。福祉サービスを利用するために計画を立ることとしており、その計画を立てるところの一つがわかくさ学園の相談支援事業所となっております。平成３１年で１９７件の計画相談でありましたが、令和２年には２３２件、令和３年には３６０件、令和４年度は現時点で２１３件となっております。倍々的に計画相談を立てなければいけない件数が上がってきている状況です。こちらは私たちとしても拡充していきたいという状況です。

　あと、医療的ケアのお子さんについても、今までも受け入れてきているところですけれども、医療的ケア児についてのコーディネーターも、令和３年に１名、令和４年度、今ですけれども、研修を受けて資格を取っている状況です。

　以上が第２期計画の経過です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　それでは、ただいまの事務局の説明について、御意見や御質問等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　河野委員、お願いいたします。

【委員】　　さいわい福祉センターの河野です。

　児童発達支援の制度の利用について、ほかの事業所は１日４時間の利用しかできないというところで、御家族の就労支援という形で、空いた時間をなかなか埋められなく、さいわい福祉センターの日中一時支援を使うケースって結構多いこともあるのですね。なかなか療育という時間帯よりか、日中一時支援だとお預かりという形になるので、その短い時間プラスアルファ何か違う形でお子さんであるとか御家族の支援という形で、何か手当てができるといいのかなと、ちょっと意見ですけど、実情としてそういうことがありましたので、お伝えさせていただいております。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　何かレスポンスはありますか。

【わかくさ学園長】　　わかくさ学園、宮沢です。

　そちらの課題というか問題についても、私たちも把握しているところです。一応、わかくさ学園は療育期間ということで２時半まで、その後、送迎があるので大体４時くらいまでになるのです。お預かりしている子供たちの発達について取り組んでいるところですけれども、やはり河野委員がおっしゃったように、働いているお父さん、お母さんのところはどのようにサービスしていくのか、今、東久留米市としては子育て支援課の保育園で障害児保育というものを行っているところですけれども、そちらで就労の保障はされているところです。ただ、どうしてもやっぱり療育を受けたいという形もありますので、療育を受けながら、就労の保障もしていきたいという御家庭については、保育園に通いながら、先ほど言った民間の支援事業所を利用していただくというケースもあるという形ですかね。現状、わかくさ学園のセンターとしては機能的には持ってないので、あらゆるサービスを御紹介させていただいているところです。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　磯部です。

　関連ですけど、今の説明を聞くと、さいわい福祉センターは成人期を中心とした機能を持ってやってもらっているところだと思いますが、わかくさ学園は児童発達支援センターの役割としては乳幼児から学齢期までという話で整理されていると思っていたのですが、具体的に乳幼児期の働いているお母さんたちのニーズとしては、さいわい福祉センターが担っているということというのは、やっぱりさいわい福祉センターの範囲を超えている部分になるんじゃないかなというふうに思うんですね。特に成人期はこれから家庭の高齢化に伴うニーズが相当出てくる中で、さいわい福祉センターが乳幼児の部分から支援をしていくという状況は早く解決していかないと、成人期の家庭の年齢の高い人たちのニーズに対応できなくなってしまうので、やっぱり早急にそこはちょっと検討していただきたいなとに思うんですけれども、いかがでしょうか。

【会長】　　村山です。

　何か今の時点でお答えありますか。

【わかくさ学園長】　　わかくさ学園、宮沢です。

　東久留米市としては、ゼロ歳から１８歳までをわかくさ学園児童発達支援センターで考えておりまして、その後、さいわい福祉センターさんでという形で、切れ目ない支援をしていきたいということで行っております。現状的には、本当に今、おっしゃったとおりですけれども、宿泊を伴うこともありますし、わかくさ学園の療育の後の時間ということであったり、わかくさ学園の中でも、一応、園児については緊急一時保育というものを行っておりまして、例えばお母さんが御病気で入院されるとか、運用の範囲の中でという形なので、５時ぐらいまでは長くお預かりしますよ、あくまで緊急一時ですので、レスパイト的に、一時的にということはあるのですけれども、こちらは要件がありまして、御兄弟の学校行事だったり、先ほど言ったお母さん、お父さんがちょっと体調が悪いとか、冠婚葬祭みたいなことで御用事がある場合にはこちらでお預かりをしている状況です。ただ、それ以上のことについては、今後、夜間にかかるところまでとか、そういうところで、まだ検討ができない状態なのが現状であります。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　関連して、あるいは御説明全体について、何か御意見や御質問等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　河野委員、お願いいたします。

【委員】　　河野です。

　今、センターの実態としても、就学前の児童の利用が結構増えてきておりまして、なかなかヘルパーさんの人材が集まらずに、もう６０代、７０代のヘルパーさんにお力をいただいて見ていただく部分がありまして、中間の若い世代の方は、どうしても経済的な安定ができないこともあり、その場で依頼をする形にもなるので、安定的には依頼ができないというところがあります。どうしても６０代、７０代の方にすごくお力添えいただいているのが実情としてあります。お子さん、元気なので、突発的な動きで予想がつかないところで、なるべく事故がないような形では気にかけているような対応はしているのですけれども、職員も気にはかけているのですが、何か違う形で、児童発達の形で勉強会をするのか、なかなか体力的に追いつかないというようなところもあるので、その辺の大きな事故がなければいいなというところは気にかけているところではあります。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほか、御発言いかがでしょうか。

　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　関連ですけれども、ここは自立支援協議会なので、やっぱりそういう課題をどう解決していくのかというところを皆さんと一緒に協議する場だと思うのですね。そういう意味では、他市がどういうふうにそういったニーズに対して対応しているのかというのを、そこら辺は行政のほうでも調査していただいて、そういうものを基に東久留米でどういうことができるのかという検討ができたらいいのかなって。特に今言ったように、発達障害の勉強会というのは、我々、知的、身体だけやってきた職員としては、もっともっと勉強しなきゃいけない分野でもありますので、そういったことも含めて、他市ではどういうふうな対応をしているのかということを含めて、ちょっとデータをいただけるとありがたいなというふうに思います。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　何かありますか。特になければ、私からも一つ質問したいのですけれども、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の数字を具体的にお示しいただいているのですけれども、特にこういう複雑で専門性の高い職種は簡単に増やすことができないということはよく分かっているのですけれども、そうは言っても、今、具体的に上がっている数字が３とか１とか４とかという数字だと、どうしても特定のスタッフに負担がかかりやすいかなと思うのですけれども、今後、市としての養成の見通しというか、あるいは実際、市で医療的ケア児としてこういうコーディネートを必要とする方の実数に応じてどういう養成の見通しをお持ちかというのは、現時点でお答えになれる範囲で構わないので教えていただければと思います。

【管理係長】　　管理係長の畠山です。

　すみません、こちらの御説明がまだ医療的ケア児のところまで行っていなくて、２ページ目をお開きいただくとそちらが書いてあるのですけれども、重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行っていきますというところで、医療的ケア児に関しまして、地域自立支援協議会、当会が関係機関等が連携を図るための協議の場となっておりまして、適切な支援が受けられるよう検討を進めるとともに、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるべく、コーディネーターの配置を促進し、支援のための地域づくりを推進していきますという形で記載しております。

　先ほど宮沢からお話があったのですけれども、令和３年度はコーディネーター１名の配置となっておりまして、具体的にコーディネーターがどういった業務をするかというところは市のほうでも今、検討段階にあるところでございます。東京都におきましても、今年の９月に医療的ケア児のセンターができまして、区部と市部に１か所ずつできたところですけれども、東京都でもなかなかどういったことをしていくのかというのは、これから具体的に決まっていくのかなというところでございまして、これも先ほど宮沢のほうから説明があったんですけれども、１名配置していることに加え、今年度、わかくさ学園の職員で１名、医療的コーディネーターの研修を受けている者がおりまして、新たに今、お休み中の職員も１名受けている者もおりますので、こちらでわかくさ学園においては３名というところですが、具体的に３名が皆、コーディネーターの役割を果たすかというところも含めて、今後、中で検討していく必要があるかなと思います。

　あと、医療的ケア児に関しましては、保育園の入園ですとか学校の就学に当たっても、どのようなお子さんを受け入れていくのかですとか、具体的にどうしていくのかというところも、市としてこれから検討していくところでございまして、庁内でもいろいろ検討が進められているところでございますので、また改めてこの場で皆様にお諮りしてちょっと協議をしていただく形もあるかと思いますので、その際は御協力をよろしくお願いいたします。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　すみません、私が資料の先を見ながら伺っていたので、先の質問をしてしまって申し訳ありませんでした。

　最初のページにつきまして、何か御発言おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　磯部です。

　計画相談のお話がちょっと出ていたと思うのですけれども、うちも成人の部分と児童の部分をやってきていたのですが、児童の部分は職員が退職される予定になっているので、児童の計画相談、今見ている子供以外はなかなか難しい状況です。いろいろと当たってみたのですが、なかなか引き継いでくれる――わかくさ学園も先ほど話したように、件数がすごく膨大になっているという状況の中で、なかなか児童で計画相談するところが少ないという現状があるのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺、どういうふうに今後考えていくのか見通しとかあれば示していただけるとありがたいなと思います。

【会長】　　村山です。

　何かありますか。

　畠山係長、お願いします。

【管理係長】　　管理係長の畠山です。

　障害児の相談支援事業所につきましては、市としても数が不足しているというか、わかくさ学園に集中してしまっているところを認識しておりまして、障害児の通所施設を開設したいという事業者様がいらっしゃった際には、できれば障害児相談支援事業所も一緒にやってほしいという形で、御案内というか要望は出しているのですけれども、なかなか実際の開設には至っていない状況でございます。１か所、もしかしたら来年度新しく始まるところがあるかもしれないというところを把握しているのですけれども。あとは相談支援専門員さんを増やしていければというところも併せて考えておりまして、市としても例えば初任者研修の情報提供ですとか、その辺を進めてまいりまして、できる限り充実に努めてまいりたいとは考えておるところでございます。

　ただ、やっぱり相談支援事業所だけでは報酬が十分でないという御意見も多くありまして、なかなか相談支援事業所だけでやっているところというのはないところもありますので、その辺、どうやって両立できるかというところも含めて今後の検討課題と思っているところです。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　その他いかがでしょうか。

　堀野委員、お願いいたします。

【委員】　　親の会の堀野です。

　親の会、東京都育成会でも総合支援法の見直しの時期に入っておりまして、相談支援の単価を上げてほしいという要望は、２３区内もちろん、各市から出ています。相談支援の単価が上がらない限り、やる事業所もないですし、相談したくてもどこに相談していいか分からないという親御さんもたくさんいらっしゃいますし、相談したいけど断られたとか、新規では受け付けない事業所もたくさんあります。わかくさ学園に通っていらっしゃる方はわかくさで相談支援を受けられますけど、その後、学校につないで個別支援計画とかと並行して相談支援やりながら、成人になったときに、例えばどこの作業所にも入れなかった、在宅になってしまったという子は、もうセンターに行くしかないわけですよね。そうすると、センターがパンクするのではと思って危惧しているところなので、できれば相談支援、すごく件数が偏っている感じに見えるので、分散できるようになるといいなと思います。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　関連していかがでしょうか。よろしいですか。

　それでは、続きの説明はありますか。

【管理係長】　　管理係長の畠山です。

　先ほどちょっとこちらでお話しさせていただきました医療的ケア児の関係で、もし何かあればお願いいたします。

【会長】　　河野委員、お願いいたします。

【委員】　　度々すみません、河野です。

　医療的ケア児の支援についてですけれども、さいわいのほうも、日中一時利用の場合に、医療的ケアに関わるお子さんも市も交えて相談に来るケースもあります。どうしても医療的ケアというのはかなり幅が広いものですから、どこまでを受け入れるかというふうなところというのは、ある程度、センターの中でも内規を決めて対応させていただいているのですが、なかなか地域生活を可能な限り送っていくためにという部分ではいつも難しいところがあって、看護師とも相談するのですけど、日々接していれば、その時々の変化で、今日はちょっと気をつけなきゃいけないねとか気にかけなきゃいけないという部分があるんですが、日中一時だとか、そのときのスポットというふうなところでは日々の変化が見えないので、とっさの対応というところはすごく不安が募っているというふうなことは話しているので、何かうまく手だてとかあるといいなというふうな話が出ております。

　意見ということで、以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほかいかがですか。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　磯部です。

　今言ったさいわい福祉センターが学齢期の医療的ケアの方を見ざるを得ない状況については、わかくさの医療的ケアのコーディネーター、休まれている方も含めて３人おられるということであれば、そこでちょっと御協力をしていただけるとかという連携、それぞれ学齢期のセンターであれ、成人期のセンターではあるんだけれども、そういった縦の連携をしていかないと、医療的ケアの場合は命にも関わるわけだから、そういう手だてができないのかどうなのか、ちょっと検討していただけるとありがたいなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

【わかくさ学園長】　　わかくさ学園、宮沢です。

　医療的ケアのコーディネーター、今、配置されているので動いているところではあるのですけれども、今、乳幼児のほうで障害を持って医療的ケアが必要なお子さんがいらっしゃるという情報を把握しますと、どこで受け入れられるのかというところを検討して、いろいろな機関と連携させていただいています。先ほど河野委員、磯部委員のおっしゃったとおり、さいわい福祉センターさんの日中一時等を使うときにも、やはり情報の共有というのを各事業所でやっていくということはすごく大事だなということで、私たちも思っております。医療的ケアのコーディネーターがその仲介に入って行えることがあれば、今後、医療的ケアのコーディネーターがどのように動くかというところは今、検討段階と畠山のほうから話がありましたけれども、いろいろなところでこういうところに必要だということでお声をいただければ、検討して機能させていくということを考えていきたいと思っております。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　いかがでしょうか。

　では、続きの説明を引き続き事務局からお願いいたします。

【管理係長】　　管理係長の畠山です。

　それでは、続きまして、資料３－１の３ページをお開きください。

　こちらは、障害児福祉計画に定める事業量の見込みになっておりまして、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用形態、及び事業者様のアンケート調査結果等に鑑みて算出しておるものでございます。

　こちらの見込みの数値は、あくまで目標の数値ではなくて、これぐらいになりそうだという見込みの数値になりますので、そちらだけ御承知おきください。

　障害児福祉計画におきましては、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の３事業の見込みが記載されているのですけれども、御覧いただけると分かりますように、数字につきましては、毎年かなり増え続けている状況でございます。人数も増えているのですけど、やっぱりサービスの広がりという部分もありまして、量的にもお一人の方が使う量が増えているのかなというところが実感としてございます。

　放課後等デイサービスにつきましては、新たに開設されたいという事業者様も多く御相談があるのですけれども、併せて質の確保というところも課題になっておりまして、いかに質の高いサービスを提供する事業者様を増やしていけることができるのかというところで、市としても相談があった際には、その辺に留意しつつ、相談を受けている状況でございます。

　説明は以上でございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　ただいまの説明につきまして、御意見や御質問等おありの委員、いらっしゃいましたらお願いいたします。

　有馬委員、お願いいたします。

【委員】　　ＮＰＯ法人優の有馬です。

　放課後デイですけど、先ほど質の高い事業所をというお話でしたけど、今年１か所、急に来年の３月まで休所するというような事業所があって、親御さんたち、かなり戸惑われて、多分、役所のほうにも御相談に行かれていると思うのですけど、解消するに当たって、役所として責任というか、またこういうことが起きたときにどういう対応をしていただけるのかをちょっと教えていただければと思います。

【地域支援係長】　　まず、３月まで休所する事業所のところですけれども、そちらの事業所については、まだ東京都の書類の手続等が済んでおりませんので、これからどうなるか、我々も東京都と連携を図りながら調整を行っているところでございます。必要な聞き取り等を行わせていただいて、開所のほうを進めさせていただいているところです。

　こういったことになったときの市としての対応というところですけれども、各事業所さんもそうだと思うのですけれども、まず、保護者の方から事業所の苦情の第一窓口とお話しして、話がつかないようだったら、市役所や、ほかの苦情相談窓口、最終的には都のほうにという形で、それぞれ決まったルートで苦情の対応をしているところでございます。現在も東久留米市では、保護者の方からの事業者さんに対するお話について対応させていただきながら、東京都と連携を図りながら、利用者の方が今後も放課後デイ、同じ施設数とは限らないのですけれども、利用を継続していけるように、事業者と調整をしているところでございます。

　以上でございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございます。

　関連して何か御発言おありの委員、いらっしゃいますか。

　小田部委員、お願いいたします。

【委員】　　東久留米特別支援学校、小田部です。

　放課後等デイサービス、本当にどんどん数が増えてきてというところは、保護者の方が就労を続けていくためにはいい形ではあるのですが、やっぱりずっと言われている中身の問題ですよね。ここにも生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進と書いてある。けれど、学校に車で迎えに来て、それで連れていって、活動して帰る。社会との交流というところとか、生活能力向上、要は送迎の車を使うということは公共交通機関を使うということがやっぱり数少なくなってしまうというところでは、やはり、将来社会参加させていくということを考えている学校として、例えばプログラムの内容の中にそういうことを組み込んでもらいたいなとか、開所をするときに実際に中身をどうやって考えるのかというあたり、今後の彼らの成長のためにというところで、市のほうからもう少しそういう相談をしていただいたりできるとありがたいなということで意見です。

【地域支援係長】　　ありがとうございます。

　今後、放課後デイの開所の御相談等がありましたら、そういった話も含めて事業所のほうにはお伝えさせていただければと思います。御意見ありがとうございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

　小田部委員、お願いいたします。

【委員】　　東久留米の小田部です。

　放課後等デイサービスについて、一つ思っていることがあって、職員さんたちの研修というのがどういうふうにされているのかなというのが一方であるかと思うのです。だんだん男女というところで性の問題とかも出てきたときに、密になる場所が多い放デイとかで、これぐらいの年齢から性のことを考えていく、職員さんがということも事件としては出てきたりするのもあるので、そういうことも、学校はなかなかそこまでまだ行けてないところがあるのですが、彼らの成長に伴ってというところで、職員さんたちもそういうことを少し研修するような機会というのがあるのかどうかというところもあると思うんですが、放課後等デイサービスの連絡会とか、そういう中で、ちょっとそういうことも研修の機会としてやっていただけるとありがたいなと思いました。

【わかくさ学園長】　　わかくさ学園、宮沢です。

　先ほどお話しさせていただきました放課後デイサービスの連絡会でいろいろ情報共有をしたり情報交換をさせていただいていますけれども、研修という形では、わかくさ学園の発達相談室で事業者さんにお知らせを出しまして、発達についてとか、いろいろなテーマがあるのですけれども、回数は年に２回程度なんですが、呼びかけ、お招きをしております。そのほか、虐待のケースの研修なんかも行っているところです。こちらの事業所としては午後に設定するところですけれども、放課後デイサービスさんの事業者さんは午後のほうが忙しくてというところで、参加がなかなか合わないときもあるのですけれども、毎回、事業者さんに参加していただいております。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

　すみません、事務局に確認させてください。ＰＤＣＡの説明は、先ほどの最後のページまで終わった形ですか。すみません、私がどこで切れているのか追えなかったのですが。

【管理係長】　　こちらで終わりになります。

【会長】　　では、ＰＤＣＡ全体について、何かこの場でおありでしたらお願いいたします。

　では、先の議題に進ませていただきます。

　協議事項の２番になります。日中サービス支援型共同生活援助についてです。

　事務局より説明をお願いいたします。

【地域支援係長】　　地域支援係長の杉でございます。日中サービス支援型共同生活援助について、御説明させていただきます。

　第１回会議より何度か御相談させていただいている事柄になります。本日の会議の御意見を踏まえて、次回以降の本協議会において、日中サービス支援型共同生活援助の開設を希望する事業者の説明機会を設けていきたいと考えております。よろしくお願いします。

　それで、サービス支援型共同生活援助の協議会の対応の流れについて、事務局案を御提示させていただければと思います。資料３－２を御覧ください。

　第１回のときも御説明させていただいているのですが、平成３０年４月に施行された障害者総合支援法の改正に伴いまして、共同生活援助（グループホーム）に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

　地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第８９条の３第１項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるものに対し、定期的に（少なくとも年１回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

　そこの根拠になるのが基準の省令になりまして、第２１３条の１０のところで、協議の場の設置等というところで取決めがあります。日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第８９条の３第１項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるものに対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。その２として、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。これが基準省令の第２１３条の１０、原文のとおりになります。

　本市におきましては、この東久留米市地域自立支援協議会が東久留米市の要綱設置になるのですけれども、法第８９条の３の規定に基づいて設置されている協議会となりますので、本協議会において、日中サービス支援型共同生活援助事業者からの報告に対し、評価及び必要な要望、助言を行うこととしたいと考えております。

　開設前の流れといたしましては、こちらはあくまで想定ですけれども、まず、事業者は事前に障害福祉課と一定の調整等を行った上で、本協議会に出席していただき、事業説明を行っていただく。本協議会としては、事業者が行った事業説明に対し、各委員の方から先ほどあったような意見や質問、事業に対する要望等を行っていただく。そして、事業者は前項についての記録を整備する。それからは、事業者は東京都と開設に向けて手続を進めていくことになります。

　それで、無事、事業所が開設された後の流れといたしましては、事業者は年１回以上、本協議会に出席していただき、事業の実施状況の報告を行っていただく。本協議会としては、実施状況の報告に対して、評価、要望及び助言を行っていくものとしたいと考えております。そして、事業者は開設前の流れと同じですが、前項についての記録を整備していく、それを毎年繰り返していくというような形でございます。

　本案のような流れを事務局では現在想定しております。事業者に対する意見や質問に関する注意点やポイントなどは今後整理していくことになると思います。今回の資料等で不足する点等ございましたら、御指摘いただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

　説明としては以上になります。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　ただいまの説明につきまして、御意見や御質問等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　堀野委員、お願いいたします。

【委員】　　親の会の堀野です。

　東久留米市内のグループホーム一覧を見る限り、すごくたくさんのグループホームが東久留米にあるのだなって思いました。この中で、重度区分５、６のお子さんを受け入れているグループホームというのは何か所あるのですか。

【地域支援係長】　　申し訳ありません、今、確認したのですが、具体的な数が今出せなくて、後日、資料等で提出させていただければと思います。すみません。

【委員】　　ありがとうございます。

　それから、例えば自立支援協議会にグループホームの責任者の人たちを１人ずつ呼んで事業の説明をさせるということですけど、例えば嫌だと言ったり、拒否したりしたグループホーム、事業所とかがあった場合に――私たち、グループホームを選ぶときに、どこを基準して選んだらいいか全く分からなくて、これだけだと、どこがいいか悪いか分からないのですよ。なので、できれば自立支援協議会に来て、ちゃんと事業の説明をした、会計報告をしたというところは丸印とかしておいてもらえると、この事業所はちゃんと自立支援協議会にちゃんと説明に行っているんだな、このグループホームは行ってないんだなということが親が見て分かるようにしていただけるといいなと思うのですけど、いかがでしょうか。

【地域支援係長】　　今、グループホーム一覧に載っているところですけれども、介護サービス包括型と外部サービス利用型の事業所さん、東久留米市市内は全てそうなのですね。そちらの事業者の方々の類型のグループホームだと、自立支援協議会に説明をする義務がない状態なのですね。日中サービス支援型グループホームというのが施設の中で完結する形といいますか、大体、今、市内にある通常のグループホームだと、日中の活動はＢ型の作業所さんとか生活介護さんに行って、作業が終わった後、お仕事が終わられた後に帰る先がグループホームのような形ですけれども、日中サービス支援型のグループホームというのは建物の中で日中の活動もお住まいとしての機能も完結しているようなグループホームになるのですね。そこで国の取決めとして、新しく類型として定められた際に、協議会に報告や事前の説明をしに来ることが開設に当たっての義務になりましたので、まず、それを拒否できないといいますか、恐らくそれをしない事業者については何かしらペナルティーが科されるはずなので、具体的に今までそういうケースがないので、そこは申し訳ないのですけれども、恐らく必ず御出席いただいて、説明と御意見、御要望を記録していただくような形には必ずなると思います。グループホームの利用に当たっては、やはり資料だけでは分からないところがありますので、大体、内見に行って、施設の様子を見て、それから利用開始される方が多いです。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　磯部です。

　本協議会で行う必要があるのでしょうか。今、グループホーム部会というのはないのだけど、結構、協議会、時間がかかる話も多いので、協議会に出席するというのはなかなか厳しいものがあるのかなと思ったのですけど、そこら辺の選択肢はないということでよろしいですか。

【地域支援係長】　　東久留米市の中で言うと、総合支援法で定められたルールにのっとっている調整機関というのがここの地域自立支援協議会のみになります。現在ほかにそういった会議体がありませんので、こちらで進めさせていただければというところで御提案させていただいております。

【委員】　　分科会とかを新たにつくってやるとかというのも駄目であり、ここでないと駄目ということですね。

【地域支援係長】　　そうですね、分科会でやるよりも、内容としては地域自立支援協議会本会でやるような内容になってくると思います。他市においても、日中サービス支援型グループホームを開設しているところは地域自立支援協議会本会で説明と報告と要望事項等の話を必ずやっているところです。

【委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほかいかがでしょうか。

　岡野委員、お願いいたします。

【委員】　　社会福祉協議会、岡野ですが、今の部分で、実際にグループホームのいわゆる監査というか、そういうものに位置づけられるという感じになるのですかね。視察をして、評価をしてというのを口頭だけでやるのかというのがあると思うのですけど、例えばグループホームの分科会を設置して、そこはあくまでも調査をする担当者みたいな形でやって、本協議会で事実上、検討に入るというような仕組みがもっと見えてくるかなと思うのですが、そういうのは認められないのかというのはどうなのでしょうか。

【地域支援係長】　　認められないことはないと思いますが、そこまでやるものでもないような状態ですね。分科会であらかじめ調査をして、本会に上げて確認をするということをやっている自治体は、私が知る限りだとありません。

【委員】　　逆に、なぜそれをやらないのか私、知りたいですね。実情として協議会にこのような役割を担わせるという形であるのであれば、当然、事前に協議会のメンバーが視察なりに行って確認を取ってきたものを報告させて、実際の施設長なり責任者から話を聞いて、それをもって最終的な評価ということをしていくのが通常じゃないのかなと。社会福祉法人さんには定期的な指導監査がありますよね。それとの協議体、その中身というのがどういう位置づけに関わってくるのかというのがちょっと知りたいなと思いました。即答できないのは当然あると思うのですけど、私のイメージとしては、そこまで責任を持たなきゃいけなくなるようなものになるのかというふうに思っているということです。

【地域支援係長】　　御意見ありがとうございます。今、実在している日中サービス支援型の会議の状況等を調べておりますと、現段、そこまで行っている自治体は恐らくないと思います。協議会委員が実際に実地で見に行くということも可能だとは思いますが、今後確認して、またお話しさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】　　村山です。

　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　関連なのですが、日中サービス支援型が日中も夜間も同じ場所で過ごせちゃうというところに対して、やっぱり地域の事業所であれば、そこにある程度関わっていってあげないと、利用者保護にならないのじゃないかということだと思うのですけれども、最近、グループホームも営利企業さんがやることが多いのだけど、そこまで立ち入ってやり取りができるかどうかというのが結構難しくて、既存のグループホームでも結構問題があったりすることが、うちもそうなのだけど、いろいろあるのですね。そこに立ち入る仕組み、情報交換をするような仕組みからつくっていく必要があるのかなという気がするのですね。

　先ほど言ったように、区分５、６とか、どういうグループホームなのかというところ、これだけ多くなると、前は少なかったから、何となく分かるなと思うのだけど、これだけ多くなると、なかなか具体的にどう過ごしているのかなとか、どういう人たちがここで暮らしているのかなというのが見えなくなってきているということがあるので、今すぐできるかどうか分からないけど、グループホームの部会をつくっていかないといけないのかなという感じはしていますね。

　先ほど法令で事業所を休止するということがあるという話ですけど、民間営利企業が入ってきてという流れの中でそういったことが起きてきているし、グループホームも営利企業の人が入ってきて、営利企業、悪いわけじゃないのだけれども、グループホームで休止しますなんて言われたら大変なことになっちゃうので、そういう意味では、分科会みたいなもので情報共有して、そこに入っている事業所は評価できるところみたいな、そういう仕組みみたいなものをつくっていくことは大事かなというふうに思っているので、そこら辺は皆さん検討していただけるとありがたいと思います。

【会長】　　村山です。

　小林委員、お願いします。

【委員】　　めるくまーる、小林と申します。

　日中支援型のグループホーム、幾つか担当している業者さんがいらっしゃって、東京都にはないのですけれども、埼玉県のほうで何件かあって、精神の方って入所する施設がないのですね。なので、今、親が面倒を見ていて、親が亡くなったら入院しかないというような方が結構いらっしゃったのですけれども、日中支援型ができたことで、そこを目指して頑張ろうねという方が何人かいるのですよ。ただ、日中支援型というところで外の目が入らない中で、何しているのだろう、何されているのだろうというようなところも結構あると思いますが、そこは計画相談で外部から、自分のところの法人じゃなくて外の法人が入ることによって、風通しのよい支援ができるというところなんだと思うのですね。だから、そこで計画相談が生きてくるのではないかなと思っています。なので、できるだけ外部、それはグループホームだけに限らずだと思うので、その辺を今後、東久留米でもやっていけたらいいと思っております。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　関連していかがでしょうか。

　堀野委員、お願いいたします。

【委員】　　親の会、堀野です。

　先ほど磯部さんもおっしゃっていましたけど、例えばイリアンソスのグループホームなんかでも、今までは金曜日の夜に自宅に帰って、週末は御自宅で過ごして、また月曜日に寮に戻ってくるという方がたくさんいらっしゃると思うのですけど、だんだん親も高齢になってきて、家に帰ってこられても、ちょっと困っちゃうという親がたくさん出てきているのも事実で、できれば土日も寮にいてほしいって思っていらっしゃる方も、すぎのこでも土日にずっと寮にいたい人はいてもいいですよというふうになってきていますし、今まで週末に帰っていらした方でも、親が亡くなったとか、親が老人ホームに入ってしまったとかで、土日もずっと寮にいらっしゃる方も増えてきているので、日中サービス支援型のほうに寄ってきているではないけど、５０過ぎたりすると、利用者さんも作業所をちょくちょくお休みされたり、体調悪くて寮にずっといたりということで、日中サービス支援型のほうに寄ってきているグループホームってたくさんあるのではないかなと思うのですけど、いかがですか。

【地域支援係長】　　地域支援係長の杉です。

　日中サービス支援型に寄ってきているというよりは、サービスの類型がそもそも違う事業になります。どうしても日中サービス支援型のグループホームを開設するために、自立支援協議会、先ほど言っていた法で定められたところの会議体で、開設の前に御意見等をもらわないといけないというのが必ず発生してくるのですけど、法改正の時点で話し合っていればよかったのですけれども、今年度になってこういった話をさせていただいているのは、今後、事業者が開設を希望してくるケースが出てくるようになってくるので、そのためにこういった流れがありますよというのを説明するのも含めて話しているのであって、必ずしも日中サービス支援型に自治体として寄っていきたいとかそういうわけではなくて、今後、もしも開設を希望する事業所があったときに必要になってくるプロセスなので、そこのお話をさせていただいているところになります。あくまで事業を開始するに当たって必ず必要になる手続として発生してくるので、介護サービス包括型も、外部サービス利用型も、日中サービス支援型も、それぞれの施設としてあるものといいますか、我々の意向としてどこかに偏っていくようなものではなくて、必ず必要になってくるプロセスについて話すために、今、こういった場で私のほうでちょっと拙い説明をさせていただいているところです。

　事業所さんとしてたまに御相談があるのが、実現してないケースですけど、作業所のすぐ近くの建物とか同じ建物の上のところにグループホームをつくりたいのだかどうかという話が出くるのですけれども、介護包括型のグループホームだと、それだと、認可が下りないのですね。同じ施設内で外に出られない介護包括型のサービスだと、そういうのは受けられないというところがあったりするので、事業者さんとしては、もちろん、外に出ないでそのまま直で来たほうが楽だとは思うのですけれども、サービスの類型によっては、それが可能な状態になるか、それが駄目なパターンもあるので、利用者さんのことを各事業者さんが考えて、どういったふうにやっていったらいいかというところの選択肢として、日中サービス支援型がまた現れたというところで御検討いただくのがいいかなと思います。

【会長】　　村山です。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　日中支援型は法律ができ、ここに来て説明してもらうということでいいというふうに思うのですが、堀野さんがおっしゃるように、介護サービス包括型もあるけど、高齢化に伴って３６５日のニーズが増えてきているというのは実際あるし、やっぱり通えなくてずっといるとなると、そこをどういうふうに手だてをしていいのかすごく悩む現状があるのですね。そこら辺もお互い事業所同士で相談しながらということがあるといいのかなと。今のところ、うちの場合はコロナで濃厚接触になって、自宅がない場合は寮にいなくちゃいけない、通所と連携しながら支えていくしかないということでやっているのだけれども、グループホームが地域にあることの意味合いをやっぱり家族とも常に話し合いながら、すぐ全部で３６５日見ればいいという問題でもないし、地域で障害のある人たちが生き生きと生きていける暮らしを一緒につくっていこうよという中で、でも、両親が高齢化になったら、しっかりとグループホームで見るんだというような、やっぱりそういう東久留米のグループホームの在り方みたいのも、ほかの事業所とも一緒に議論できたらいいなというふうに思います。今すぐ部会をつくれるかどうか分からないのですけれども、グループホームの評価としても、自立支援協議会の部会に所属していると、先ほど言ったような形も考えつつ、質を上げていかないといけないのかなというふうに思っていますので、またこれは提案していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

【会長】　　村山です。

　どうもありがとうございました。

　関連していかがでしょうか。

　まさに今、お話があったような、そもそも部会をつくるとか、実地調査するのかとか、そもそも評価項目はどうするのかとか、恐らくこれから詰めていかなければいけないことが相当あるとは思うのですけれども、もちろん、他市の状況なども事務局に調べていただくとして、まず、手続的な点で、本協議会で日中サービス支援型のグループホームの報告を受ける、そして報告に対して評価や要望を伝えるということそのものについては御異議等ありませんでしょうか。基本的にそこについてはよろしいですか。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　磯部ですけど、なかなか数値的なところで無理だという話だったので、日中どういうふうな過ごし方をしているかとか、スタッフの配置なんかを聞くことで、あと、先ほどあったように利用されている区分の状況なんかも踏まえて、一応、グループホームの場合は配置基準というのがありますので、そこに乗っかっているかどうかみたいなことを含めて、特に日中の過ごしようですよね、そこが建物の中だけで過ごしているのかどうなのかというところがポイントになるのじゃないかなというふうに思っていますので、そこら辺はまた話し合いながら、皆さんと決めていけたらというふうに思います。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　すみません、どんどん話が大きくなってくるのですが、恐らく事業者として、どちらかというと監査に近い側面と、外部評価、第三者評価としての質をある程度確認する側面と、恐らく両方の話ですよね。

【委員】　　では、我々が評価されているかといったら、厳しいじゃないですか。第三者評価は受けているのですけど、割といいところを評価しながら、ちょっと改善点でこういうことをされたらもっとよくなるのではみたいな感じに、第三者評価って、そういうものをさせてもらっているので、そういった視点でしか、やっぱり、行政でもないし、一委員なので、その程度なのかなというイメージはしています。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　すみません、私が余計な評価項目という話をしてしまったので、少し話が細かくなってしまったのですが、先ほど確認させていただいた本協議会で報告を受けて評価や要望、意見を伝えるということそのものは、この協議会で一度お認めしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】　　ありがとうございます。

　それでは、今後、業者からの希望があった場合には、事務局と調整していただくということで進めさせていただきたいと思います。事務局のほうでは、開所希望の事業者があれば、今後調整をお願いいたします。

　ありがとうございました。

　それでは、すみません、時間が押していますが、次第の大きな２番、報告事項に進ませていただきます。

　それぞれの部会から御報告をいただきたいと思います。

　資料３－３になりますでしょうか、就労部会の部会長、河野委員より御報告をお願いいたします。

【委員】　　河野です。

　就労部会としましては、１０月６日に市役所５０１会議室で、委員７名の参加と欠席が２名というふうな形で進めさせていただきました。内容としましては、近況報告から就労及び生活支援についてというふうなテーマで話をさせていただいております。

　障害の状況であるとか生活、かなり多岐にわたってしまって、収拾がつかない部分が出てきたのですけれども、話の内容としては、通所作業所につきましては、１か月の平均工賃がなかなか月額１万円の壁を越えられないというふうな課題ですとか、発達障害の傾向がある方への支援がうまくできないというふうな内部的な支援の課題のお話ですとか、新規相談に来られる方については生活課題が多いというところで、就職前の生活基盤の支援が必要な方が多いという部分、あと、就労の定着支援が切れてしまうと、どうしても福祉サービスが関わらないところで支援が行き届かない方、あと、日中活動をどうしたらよいかというふうな課題、生活困窮からの案件が多いというふうな報告もありました。

　また、自立訓練の事業所については、１０代、２０代の相談の方が多いということで、整理されていない課題というのは様々、発達障害の方とかも非常に多いというふうなことがありまして、若い方については児童相談所と連携するケースですね、御家族との課題があるというふうなお話がありました。また、超短時間雇用の相談につきましては、居場所と働き場所を探すというふうなことで話がありました。また、事業所については、障害者雇用をしたのですけれども、その後、悩まれている企業がありますということで、受入れを行っている事業所の中には支援機関の役割を知っていただく取組ももっと必要ではないかと。例えば障害について、触れていけないのではないかというふうに思っている事業者さんもいらっしゃったりとか、あと、障害特性の理解促進も大切ではないか。あと、企業は社員を育ててきたので、同じようにやればいいというふうに感じていらっしゃる場合もあって、仕事ができたとしても対人関係の難しさを抱えているケースもあるというふうなことで、そこで事業者が疲弊してしまって、障害者雇用はしたくないというふうな事例も上がっているというところでは、支援機関の介入や周知とかは必要ではないかというような話が出ておりました。

　特別支援学校につきましては、卒業後の生活拠点を探す取組を行っているというふうな報告がありました。自宅で御家族と住んでいらっしゃる学生さんもいれば、児童養護施設、里親の支援を受けている方も１割か２割程度いらっしゃるというふうなことでした。卒業後の生活の場として、グループホームもしくは通勤寮の体験とか、そういった移行をしていったりとか、学校については定着支援をおおむね３年やっていらっしゃいますというふうなところですとか、学校の後に指導支援機関が入りまして定着支援を行っているというふうな旨とか、御家族に対しても、将来について、グループホーム、通勤寮の説明とか、先を見越した説明を学校のほうでも取り組んでいますというふうな報告がございました。

　精神障害の方も、統合失調症の方は生活保護を受けている方も多いということで、単身生活にして入院を繰り返すうち、作業所も行けないくらい重くなってしまい、生きがいを持てなくなる場合もあるということで、重度の人たちが一、二時間でも就労できればというふうに思っている場合もあったり、あと、就労する人にはオープン、クローズの人がいらっしゃるので、障害のある方に食べるだけではなく生きがいを持っていってもらえればいいのにというふうなお話も出ておりました。

　ほかに、就労支援室さいわいのほうでは登録者１７６名いらっしゃるということで、その中でも、２０人がグループホームや通勤寮、２名の方は一人暮らしをして、定着支援にも力を入れているというふうなお話が出ております。あと、今年度は退職者が非常に多くて、今年度は５名と多いということでした。今まで１年に１名いるかどうかというふうなことだったのですけど、コロナの絡みもあるのか、中には１０年以上働いた方も離職してしまったというケースもありました。あと、知的障害の方で精神疾患のある方も増えてきているようで、精神科に通っていますが、なかなか御自身で症状をドクターに伝えることが難しいという方もいらっしゃいます。

　その他の意見がばーっと出ているのですけれども、どうしても就労というふうなところよりも生活というところで、御家庭だけではなく、ほかに落ち着くような場所、よくたまり場というのがあったりはするのですけど、そういった部分では、なかなか精神障害の方とか、居場所をつくるのがすごく難しいというふうなお話も出ております。そういったところで、家以外でも集う場所とか、御本人さんが落ち着ける場所というふうな部分では、例えば住みよいまちづくり部会さんのほうで、ほっとサロンではないですけど、集まれる場というものもあるといいのではないかというふうな話が出ております。

　すみません、就労のほうでなかなかまとまりがつかなくて、こういったお話でした。どうしても皆さん、就労よりも生活の場で抱えている課題が大きいというふうな話が出ておりました。

　以上でございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　では、先に進ませていただきます。

　子ども部会から、部会長の有馬委員、よろしくお願いいたします。

【委員】　　優の有馬です。

　子ども部会は１１月に行いました。出席６名で、欠席３名です。

　前回、わかくさ学園の基幹センターとしての役割みたいなのが充実できればいいねというところで終わったので、そのことを含めて、わかくさ学園の説明を宮沢先生からしていただきました。

　そのときに、わかくさ学園が関わっている今の組織図みたいなものを配付してくださいまして、その中で、親の会が抜けているとか、名称の変更とかもあったので、その図がとても分かりやすかったので、それを親御さんたちに配るのも支援につながる方法ではないかどうかなという話が出ていました。

　あと、子ども家庭庁が来年発足されるのですけど、ちょっとそこの動きも分からないねというところが出ています。

　あとは、先ほど相談支援という話もありましたけど、やはり単価のこととか、相談支援員の研修を受けようと思っても、東京都がなかなか、各事業所で例えば３名申し込んでも１名しか当たらないとか、２名申し込んでも２名とも外れたとかというので、講習を受けないと相談支援員になれないので、ちょっと東京都のほうの課題なのかなという話も出ています。

　先ほど宮沢先生から人数のこともありましたけど、わかくさだけでは市全部の児童のことを担うのは難しいので、リタリコさんとかが自発に関しては積極的に動いてくださるというところです。

　あと、放デイの先ほどの話が出ています。放デイ同士でもうちょっと情報を共有できたほうがいいよねというところで、相談支援部会のように、施設代表者会のほうで放デイ部会を立ち上げたいなという意見が出ています。なるべく早いところで動けたらいいかなと思っています。

　あと、現状、何年か前から放デイができ、制度になったときから活動しているシュプロスさんとか、かるがもさんとか、アイルとか、てんとうむしとかは、ある程度、連携ができているのですけど、やっぱり新しい事業所との連携も必要じゃないかというところで、それも含めて放デイ部会という案が出ていました。

　あと、ちょっと発達が気になるお子さんたちの保護者の方の需要ということがなかなか難しいというので、最初に相談に行くのは健康福祉部でしたか、相談からわかくさを紹介されたときに、今はネットの時代なので、ＳＮＳの時代なので、わかくさのホームページにもうちょっと手を入れていただいて、Ｑ＆Ａみたいなものを入れたりとか、今のお母さんたち、そういうところからスタートするので、そういうところを強めていって、支援につながるようなことができればいいねということと、お母さん、お父さんたち向けの、保護者向けの支援に対する講演会みたいなものを企画したらいいのではないかという話が出ていました。

　大体そんな感じです。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等おありの委員がいらっしゃいましたら、あるいは部会の委員の方で補足等ありましたらお願いいたします。

　よろしいですか。

　それでは先に進めます。

　住みよいまちづくり部会からの御報告です。部会長の磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　休んでいたから。

【会長】　　失礼しました。

　小林委員、お願いいたします。

【委員】　　めるくまーる、小林です。

　８月１日に第１回住みよいまちづくり部会を行いました。

　災害の備えについてついてというところで、防災防犯課の井上課長補佐兼主査をお招きし、お話いただいたというところです。

　書いてあるとおりなのですけど、災害への対応というところで、東京都の被害想定で、多摩東部地震があった場合には、首都直下型地震の場合には、本市震度６強から６弱、被害想定が建物の全半壊２,１７１棟、建物の焼失１,２１１棟、死者４６名、負傷者６２０名、避難所避難者１万３,４１７名という数字が想定されています。

　そのほか、風水害に関しては、ハザードマップを利用して、市内の危ないよというところをいろいろ説明していただいております。

　避難に関しては、自助・共助・公助というところで具体的に説明いただいて、自助は自分の命は自分で守りましょう、初期消火への対応だとか避難行動の確認、災害用備蓄、情報の取得、分散避難の勧めというところで細かく説明いただきました。共助に関しては、地域住民の助け合いですかね、自治会だとか自主防犯組織を結成して、訓練や活動なんかを行ってくださいというところで、公助は各機関による支援、避難場所だとか避難所の整備、避難者の対応、医療救護拠点、そういったところを設けましょうというところです。

　全体１時間半の中で、ほぼ講義をしていただいて、最後に質疑応答で何件かあって、河川の耐えられる降雨量だとか、避難所の開設に関して誰が主体的に行うのかだとか、その前のときにＢＣＰについていろいろ説明があったので、そこに分散避難だとかを入れるのか入れないのかというようなことが質問で上がっていました。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　ただいまの御報告につきまして、御意見や御質問等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　よろしいでしょうか。

　それでは、次第の３番、その他ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】　　障害福祉課長の飯田です。

　私のほうから１点、お話しさせていただきたいことがありまして、ミライロＩＤ、障害者手帳アプリについてでございます。

　こちらにつきましては、第１回、第２回と内容の御説明等をさせていただきまして、本協議会でも委員の皆様から御意見をいただいているところでございます。第２回では、手帳を見せるよりは意識的なハードルは下がるのではないかですとか、情報があれば利用される方がいるのではないかといった御意見はいただいているところでございますが、本市の中でもし導入を検討していくとなりますと、公共施設の利用に関して割引を受ける際に、身分証明というか障害者手帳を提示するに当たって、その代わりにミライロＩＤをスマホのアプリで提示することができるといった利用が想定されるところではございます。こういったことから、改めて皆様のほうで何か御意見等ありましたらお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】　　うちの息子は３１歳になるのですが、本人が自分でスマホを持っているので、本人のスマホにアプリを入れるんですか。

【障害福祉課長】　　基本的には御本人のスマホの中に入れることを想定しております。

【委員】　　本人が見せるのですか。

　本人がアプリを持っていない方は、親のスマホに入れるのですか。

【障害福祉課長】　　親御さんが一緒にいらっしゃる場合は、そういった利用も想定できるかと思います。

【委員】　　では、永遠にうちの子はきっと見せないですよね。分かりました。

【会長】　　村山です。

　その他、御意見等ありましたらお願いします。

　よろしいですか。

【障害福祉課長】　　御意見いただき、ありがとうございました。

　引き続き、こちらについては検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】　　有馬委員、お願いいたします。

【委員】　　多分、役所側は皆さんにお知らせしていると思うのですけど、居宅の利用者さんで、６５歳というところで、障害者自立支援法にないサービスは６５歳以降も使えるというところがやっぱりすごく不安に思っていらっしゃる方もいるので、その辺のところの説明を利用者さんに対してきちんとしていただきたいなというのと、介護保険にないサービスはそのまま使えるという認識でよろしいでしょうか。そこをちょっと確認させていただきたくて。

【管理係長】　　管理係長の畠山です。

　すみません、私が専門の部分ではないのですけれども、基本的には６５歳になったら介護保険に移行される方につきまして、個別に通知をお送りしまして、ケースワーカー等で丁寧に説明を行いまして、継続的なサービスが受けられるように進めているところでございます。例えば介護保険にないサービスをそのまま使えるかどうかですとか、その辺も含めて御説明しているかと思いますので、引き続きそういった対象者の方がいらっしゃる場合には、丁寧に御説明しながら、移行を進めていきたいというふうに考えております。

　以上です。

【会長】　　磯部委員、お願いします。

【委員】　　移行を進めるというか、基本的にはその人の判断でどっちにするかというのを決められるというふうに以前は言っていたと思うのですが、つまり、同じようなサービスでも、介護保険の場合は１割負担が発生するし、支給量が違ったりとか、病院の通院なんかでも、移動支援だと中に入れるけど、介護保険の場合は入れないわけじゃない。そういった根本的に介護は介護だから、総合支援法は支援だから、そこはやっぱりちゃんと利用者の意思に従って判断していただきたいなというふうに思っています。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございます。

　もし何かレスポンスがあればお願いします。

【管理係長】　　説明不足なところがあり、申し訳ありませんでした。

　具体的にどうやって話しているのか、私のところでは存じないのですけれども、どういったサービスをこのまま継続して使っていきたいのですとか、その辺も含めて、強制的にという形ではなくて、話し合いながら進めていっているところと認識しております。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　関連して、何か御発言のある委員、いらっしゃいますか。

　よろしいですか。

　すみません、私がちょっと段取り間違えましたが、その他事項として、委員の皆様から何か御発言等があればお願いいたします。

　よろしいでしょうか。

　それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【地域支援係長】　　地域支援係長、杉です。

　次回の第４回の会議ですが、こちらは市民参加型を想定しております。令和５年１月２６日の夕方を予定しています。場所は、７０１会議室ではなくて、現在、市民プラザを予定しているところです。ただ、現状もそうなのですけど、新型コロナウイルス感染症の影響で日程や開催方法が変更となる場合がございます。そのため、変更があった際には皆様に速やかに御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　事務局より、ミライロＩＤも含めて連絡がありましたけれども、何か御質問、御意見、御発言がありましたらお願いします。

　ありがとうございました。

　本日の議題は全て終了いたしました。

　時間が過ぎて申し訳ありませんでした。円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。

　追って事務局より議事録の確認があると思いますので、御出席いただいた委員の皆様におかれましては、確認のほう、よろしくお願いいたします。

　それでは、この会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

――　了　――